

資料 1

前回子ども・子育て会議主な意見のまとめ（第5回の振り返り）

※ : 今回までの検討事項

議案内容	項目	内容	会議での事務局の回答
2. 草津市子ども・子育て支援事業計画の素案について ●素案構成について	第4章・基本目標1)(1) 幼児期の保育・教育環境の整備	乳児も対象になるのか。幼児期と限定して記載していると、少し不自然に感じる。検討していただきたい。	保育いうことを念頭に置いているので、対象は0歳児からである。記載の仕方については、検討していく。
	第4章・基本目標2)	施策(1)～(3)を入れかえた意図とは。	基本目標のタイトルが「子どもの権利と安全を守る仕組みづくり」であり、子どもの権利を守る環境づくりを一つの施策とした。章立てとしてわかりやすいよう、子どもの環境の後に、虐待防止や障害児施策といった細かい部分に入っていく順番にしている。
	第4章・基本目標4)(3) 子育てしやすいまちづくり	関係課と連携して公園づくりを推進してほしい。子どもの遊べる環境を整えてほしい。	事業計画内では、公園整備についての詳細は記載しないが、子育てしやすいまちをつかっていくという視点を持って、各事業進めたいと考えている。
		公園や遊び場の整備については、基本目標1)「たくましく育つ」に入る内容ではないか。子どもが自立して育っていくということから考えると、親子で楽しむ公園よりも、子ども自身がのびのびと遊ぶ公園が求められているのではないか。基本目標1)にもそういう役割があっても良いのではないか。	目標ごとにきちっと分けられるものではなく、一つの事業でも、基本目標それぞれにあてはまる内容であったりするため、体系で載せている。

議案内容	項目	内容	会議での事務局の回答
<p>2. 草津市子ども・子育て支援事業計画の素案について</p> <p>●素案構成について</p>	<p>第4章・基本目標4)(3)子育てしやすいまちづくり</p>	<p>子どもの安全という側面で監視カメラ等の導入もご検討いただきたい。また、防犯面については、草津市でどこに相談をしたらよいのか。</p>	<p>現状、防犯カメラについては設置していないが、防犯灯の設置等で、安全対策を中心に行っている。市として防犯対策については、危機管理課が担当している。</p>
	<p>基本目標1)(4)「地域における体験機会の充実」(5)「学校における体験機会の充実」</p>	<p>項目が地域と学校に分かれていることに少し違和感を感じる。本来、地域と学校は協働で体験機会の充実を図っていくべきではないか。できれば、2つの項目を1つにし、「多様な体験機会の充実」として解釈したいがそのあたりはどうか。</p>	<p>地域は地域、学校は学校という思いはない。前回の、次世代育成支援対策地域行動計画を引き継いだ部分が(5)「学校における体験機会の充実」にあたり、学校の議論の中にある学力向上などの内容をこちらに記入している。また、体験学習など学校と地域が共に関わりを持つ部分については、(4)「地域における体験機会の充実」で整理をしている。各項目の中には、協力、連携を図りながらという文言は意識をして記入していく。</p>
	<p>基本目標3)(1)「妊娠・出産から切れ目のない支援」</p>	<p>妊娠・出産時期に関する支援は手厚い印象があるが、小児に対する支援は薄い印象がある。子どもたちを健全に育てようとするのであれば、乳児と小児、それぞれに対する支援の施策の配分を均等にしてほしい。</p> <p>施策の基準について、主体が母体なのか子どもなのか曖昧である。妊娠・出産から切れ目のない支援というのは、母親に対する支援であり、小児医療については子どもに対する支援である。これらの項目は分類すべきでは。</p>	<p>小児に対する支援としては、「市内小児科医療の情報提供」の事業を記載しており、市内の小児科と連携し、かかりつけ医、小児救急、休日急病などによる24時間切れ目のない小児医療体制の構築に取り組むとしている。</p>

議案内容	項目	内容	会議での事務局の回答
2. 草津市子ども・子育て支援事業計画の素案について ●素案構成について	基本目標3) (1)「妊娠・出産から切れ目のない支援」	切れ目のない支援という観点で、草津市で結婚した方が、出産時に草津を離れ里帰り出産し、その後再び草津に帰ってこられた際、どのような支援が行われているのか。	草津市ではすこやか訪問事業として、生後4ヶ月までの乳児のいる家庭に助産師または保健師が、生後6ヶ月頃には保育士が訪問し、子どもの発達状況の確認や育児相談を行っている。里帰り出産をされた場合も、ご希望に応じて随時相談にのる体制はできている。
	基本目標3) (4)「青少年の健全育成と心のケアを要する子どもの支援」	急に「青少年」という言葉がくると、不自然に感じる。「青少年」という言葉を記載した意図とは。	この計画の対象者は、18歳までとその保護者、そして市民の方となっており、「青少年の健全育成」について記載している。青少年については、例えば、中高生の教育関連部分等については、草津市教育振興基本計画の中で網羅できている。関連計画との関係性については、本編の「計画の位置づけ」で説明している。
	第5章②利用者支援事業	利用者支援員の情報提供の相手や範囲について説明いただきたい。	いわゆる保育コンシェルジュ、保育の施設等を案内する人を設置する事業である。施設を利用したい人に対して、その方のライフスタイルに合った、一番よい場所等をご紹介します、情報提供を行う事業である。
●児童虐待、ひとり親施策について	草津市の貧困率	草津市の貧困率はどの程度なのか。	事務局で草津市の貧困率は把握していないが、数字がわかるようであれば、加筆させていただく。
	児童虐待防止対策の推進	児童虐待の相談件数がどんどん上がっているが、相談に対応する人員体制も重要になってくると思うが、相談対応人数等は、計画へ記載する必要はないのか。	児童虐待の具体的な対応人数はあげていないが、「養育支援事業・要保護児童等に対する支援に資する事業」の今後の取組みのところで、「相談員の資質向上を図るとともに、人員増等による相談体制の強化を行う」としており計画ではこのような表現でいきたい。

議案内容	項目	内容	会議での事務局の回答
●児童虐待、ひとり親施策について	児童虐待防止対策の推進	相談員の数について、不足はないか。	今現在、正規の職員が相談室に2人と、嘱託が6人在籍しているが、毎年必要に応じて職員の増員を図っていきたい。
		現実的に、一人の相談員が受け持つ相談件数は多く、今後さらに過酷になっていくのではないか。毎年一人ずつの増員で対応できるのか。	今現在、小学校区の2学区から3学区を一人の相談員が持っている。今後の方向性として、できれば2学区に1人という形での相談員を配置できればと考えている。そして、ベテランの相談員がその他の相談員を指導することで質の向上を図っていき、対応していきたい。
		施策の方向と目標値（ベンチマーク）の整合性がとれていないように思うのだが。	施策の方向と推進方策と目標値というのは連動するものであるため、今度提示させていただくときには、整合性に十分気をつけていきたい。
		児童虐待防止対策の部分で、時間外対応の相談員は今後充実するのか。パンフレットを見ても、9時から17時までで、その時間帯以外は電話もできないということになっている。	相談員の時間外への対応については、時間外に相談を受けることもあり、そのあたりは柔軟に対応している。そして、夜間に相談が入った場合、基本的には正職員がその対応に当たっている。通告等の夜間対応については、県で虐待ホットラインを開設しており、電話対応している。
		今、3代にわたって虐待が連鎖しているケースが多い。親から虐待されているから、自分が虐待していると自覚していないことが多い。虐待予防の為に簡単なパンフレットを、乳児健診などの際に渡すことも大事な事なのでは。	次の世代に引き継がれる虐待についても十分に承知している。世代を超えて家族全体の問題として捉え、関係機関とケース会議を開くなどし、解決にあたっている。 また、健康増進課では、母親が母子手帳を受け取りに来られた際に家庭児童相談室のしおりを渡したり、健診の際に、母親にヒアリングを行う等、気になる家庭については、関係機関と協働してその家庭を見ていくような対処をしている。

議案内容	項目	内容	会議での事務局の回答
●児童虐待、ひとり親施策について	児童虐待防止対策の推進	虐待問題に関して、父親の虐待を防止するための啓発はしているのか。	母親に対する啓発は相当浸透しているが、父親に対する啓発は、これからの段階になる。母親への啓発は一定の実績があるので、それを参考に父親への啓発を進めていく。
	ひとり親家庭	ひとり親家庭は、短い期間で引っ越しをされる場合が多く引っ越し前と後で地域の相談員同士がその家庭の情報を共有できていないケースがある。この現状に対してどのように対策していくのか。	比較的軽度なケースは、相談員同士で十分な引き継ぎを行っている。また、母親が精神的に不安定で、子どもの対応が難しいケースについては、学区を越えてその相談員が引き継ぎ受け持つ対応もしているため、そのようなサポートを今後も続けていく。
●その他の施策について	子育て支援事業計画の概要版について	計画における四つの視点の中の「親の子育て力をサポートする視点」について、サポートで終わらずに、「子育て力を高める」など、積極的に子育て力そのものが高まっていくような視点が必要では。	
3. 草津市幼保一体化推進計画の策定状況について	幼保一体化（モデル園）の実施方法	認定こども園になると、短時部と長時部で不公平が生じないかという問題や、所得に応じて保育料が異なるという問題があるが、メリット・デメリットを明らかにして進めていきたい。	短時部と長時部で不公平が生じないかという問題については、今認定こども園として運営している園にどのような取り組みをしているのか調査するのも一つであり、また、そのような問題を話し合える場として、カリキュラム策定の検討会も行っている。お子さんにとって長時部であっても短時部であっても質の高い教育・保育ができるように、検討していきたい。 保育料については、国が示す利用者負担の金額を参考にして、各市町は、実情に応じた保育料の設定を行うもので、草津市では、保育料に関して12月議会で上程する方向で、今検討中である。

議案内容	項目	内容	会議での事務局の回答
3. 草津市幼保一体化推進計画の策定状況について	幼保一体化(モデル園)の実施方法	幼保一体化モデル園の中に、保育所型がないが、保育所はそのまま残していく計画なのか、それとも保育所型というのは後ほどまた考えていこうとしているのか。	保育所型は、認可保育所に認可外幼稚園が備わった形となり、幼保連携型は、認可保育所と認可幼稚園が備わったという形になるので、公としては幼児教育を提供するということで、認可する部分の保育所と幼稚園が合体する幼保連携型が、望ましいと考える。ただ、幼稚園については、今の施設の現状や給食の問題もあるため、公立幼稚園としては、幼稚園型というのが妥当なのではないかという判断になった。
	幼稚園型の長時部の終了時間が16時30分であるが、少し短い時間設定ではないか。	モデル園ということで、まずはこの時間帯で開始したいと考えている。開園後、保護者のニーズを伺っていきたいと考えている。	
	今まで幼稚園は文科省、保育園は厚労省が管轄であったが、これからの主管はどこか。	今回新たに認定こども園に関する法律ができ、内閣府が主管となり実施する。市での問い合わせ窓口は、幼児課となる。	
	今の幼稚園、保育所で先生の免許が違うと思うが、これから認定こども園になり、新たな免許が設定されるのか。	認定こども園については、幼稚園教諭と保育士の両方の免許を持った、保育教諭というカテゴリーがつけられる。現状として、公立保育所の場合、大半の先生が両方の免許を保有されている。	
	モデル園において、親の事情で保育時間を延長することは可能か。	保護者の方が病気や用事があるということであれば、スポットの延長保育を利用することはできる。	
	保育所と幼稚園の先生の連携に関して、ひとつになっていくという部分で今までどのような過程があったのか。	平成24年から人事交流を行い、両免許保有者を中心に、現在約11名が経験をしている状況である。公立幼稚園、保育所の受験資格については、平成23年からは、「保育士・幼稚園教諭職」という形で、受験の入り口を一つにして、採用を行っている。	
	全体を通して	モデル園を進めながら、子どもたちがどう変わるのか、子どもたちにとって一緒になることにどういう意味があるのかしっかりと検証してほしい。	

